

議長（福田会長）

会議資料 9 ページの議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（金子建設部長）

議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」ご説明をいたします。

都市計画関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定の時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。

2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。

3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し段階的に実施する。

4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐことといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 37 ページをお開きください。

まず、中段に、各市町の都市計画区域の現状について記載しておりますのでご覧ください。宇都宮市、上三川町、河内町においては線引きをしておりますが、上河内町においては線引きをしておりません。用途地域は各市町とも指定がなされております。線引きされている地域とされていない地域が存在することとなると、新市としての一体的なまちづくりに支障があり、また、住民生活への影響も大きいことから、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整した上で、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整することといたしました。

38 ページをお開きください。ここには区画整理事業について施行中、計画中の地区数等を記載しておりますのでご覧ください。現在、宇都宮市、上三川町、河内町において区画整理事業を実施しておりますが、これらの地区を含めまして、合併前に事業認可を受け実施中の地区につきましては、土地区画整理法に基づいて実施しておることから、事務事業を現行のまま新市に引き継ぎ、事業を継続することといたします。

また、現在、宇都宮市、上三川町、上河内町において、事業認可に向け計画を進めている地区がございますが、これらの地区の事業実施に当たりましては、社会経済状況を踏まえ、事業推進を図る必要から、合併後、新市において全体計画を策定し、段階的に実施することといたします。

39、40 ページには先進事例としてさいたま市ほか 6 市の例を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 34 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご質疑がございましたらお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

地域のことばかりで恐縮しておりますが、1 番の上河内町関係についてお尋ねしたいと思えます。

ただいまの説明にありましたとおり、上河内町だけが非線引きですから、具体的なまちづくりという大局的な見地に立てば、これはこのとおりすべきだと一定の理解はするわけですが、上河内町では 215 ヘクタールの用途地域の指定を 15 年 4 月 1 日に行いました。そのとき、町長以下の執行部の住民への説明が、これは必ずしも線引きとは違いますよ、用途地域の指定ということで明らかに違うことですよという話でありました。そのことがありますので、認識不足もあるのかもしれませんが、即線引きということに対する抵抗感がある。合併ということになりましても、行政の継続性がはっきり打ち出され、また、1 年前という今の時点で、明らかに線引きの時期が大変関心と呼んでおります。

もう一つは、区域の問題があるわけですが、河内町、上三川町についても 10% 前後ということなので、その辺に落ちついていくのかなと思っておりますが、とりあえず線引きの時期と区域についての関連といたしまして、2 つだけお伺いしたいと思えます。

1 つは、線引きの時期は、ここには「県の見直し予定時期とも調整した上で」とありますが、どの辺を目途というようなことが、議論の過程であったかどうか 1 点でございます。

もう 1 点といたしまして、しかるべき時期が来まして、区域の決定ということになりましたら、それは当然、審議会等は開催してやっていくのでしょうか、一定の事務手続だけでやっていくのか、それとも地域行政機関等の意見の反映の余地があるのかどうか、決定的にお答えできなくても、その 2 点をお尋ねしたいと思えます。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（栗田都市計画課長）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、線引きのお話かと思えますけれども、これらにつきましては、今年度、線引きの見直しを県で行ったばかりでございます。線引きの権限につきましては、県の方が権

限を持っておりますので、これは県が指定していくことになると思いますが、概ね5年ということで都市計画上の線引きの問題については見直しを行っております。したがって、概ねということでございますので、今後5年後あたりに見直しの時期が来るかと思っております。そういったときに、線引きするかしないかという議論は当然出てくるものだと思っております。その時点で、当面は線引きする方向でという方向付けということで概ね5年後くらいにそういった議論が出てくると思っております。

それから、区域をどうしたらいいか。市街化区域と調整区域をどう分けるかというお話かと思っておりますが、これは基本的には用途が定められている用途地域を重点に市街化区域ということで整理していくのだと思っておりますが、これらについても地域の皆様と十分に話し合いながらやっていくことになると思っております。都市計画の線引き制度等については、広聴会とかいろいろございます。そういった中で地元にも説明に行き意見交換をしたり等の手続がありますので、概ね5年後の線引きを目指す方向で整理したところでございます。以上でございます。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

前段の話では、5年後に見直しの時期が来るので、それが議論の開始スタートだと理解したのですが、一番最後の結論では、5年後を線引きの時期に目指していると、明らかに食い違っているようですが、どうでしょうか。

事務局（栗田都市計画課長）

大変失礼しました。最初と同じように、線引きの話はその時点で……。今からいろいろ議論していく必要はあると思っております。これからまた住民の方にもいろいろご理解していただくことになると思っておりますが、同じ時期に見直す方向でということになると思いません。

藤江委員（上河内町）

丁寧な回答でありがとうございます。正しいか間違っているかとすれば、単なる間違っている話なのでしょうが、上河内町の用途地域の住民とかには、とりあえず10年程度は大丈夫なのだよという話をしてありますので、それは勝手な話ではございますが、その辺も踏まえまして、慎重な検討をしていただければと思っております。ありがとうございました。

議長（福田会長）

ただいまの件につきまして、ほかにございませつか。それ以外ではありませつか。

5年ごとに見直しを県がすることができると。県としては、5年後に市街化区域、市街化調整区域の線引きを宇都宮都市計画区域としてすることが望ましいと県は言っているわけでしょう。

事務局（栗田都市計画課長）

そうです。検討委員会の中でもそういう方向で検討していきたいということでございます。

議長（福田会長）

県の考え方はそうですが、宇都宮市としての考え方は、5年後に上河内区域が、新市の一体感が出てぜひ我々のところも線引きしてほしいということになれば、今のやりとりのような結果になっていくのだらうと思います。ただ、5年後に、我が地域に市街化調整区域、市街化区域はまだまだふさわしくないということで、地域のほぼ100%の方々が仮にそのことについて反対であるものを、県が無理やり線を引くことは私は不可能だと考えております。ですから、市町建設計画は、10年以内に合併区域全体で生活環境の整備がほぼ整うということを考えますと、その後の10年後の見直しのときに改めてこの問題について県とやりとりをするということも当然あってしかるべきだと考えておりますので、5年後については一つの目安とは考えますが、必ずしもそこで決断をしなければならないということではないだらう。あくまでもそれは宇都宮市側が判断していくべきものだと考えておりますので、その方向でぜひ取り組んでいきたいと思ひます。

よろしいですか。はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長（上三川町）

この都市計画のことにつきましては、昭和45年10月1日から施行されてきて、それぞれの歴史を持っているわけですからそれは、地元の同意がなければ、やはりこれはよくないだらうと思ひます。合併については大変な調整をしていく、ボリュームがある。その中の大事な問題だと私は思っておりますので、承認はいただきましたが、4メートル・7メートルの問題と、それから都市計画の用途としての問題、それから5年に1回ずつ見直されているというのですが、やっぱりその地域の住民の意思の確認と話し合いは十分してほしい。そのことだけは検討委員会においても詰めていってほしい。宇都宮市がこうだからということではいけないと思ひます。私は副会長として、宇都宮市に併合合併を選んだ町の代表としてお願いしておきます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。そのとおりだと私も思ひます。今日は県の市町村課長さんに

もおいでいただいて、このやりとりをぜひお聞きいただきたかったのですが、残念ながら欠席であります。しかし、このやりとりだけはきちんと県にも届けて伝えていかなければならないと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第 34 号は原案のとおり決定いたします。